

[研究ノート]

中国の工読学校—児童自立支援施設との比較

Correctional Work-Study School in China —In comparison with in Home for Training and Education of Juvenile Delinquents in Japan

山田 美香
Mika Yamada

はじめに

1. 工読学校

1.1 戦後の工読学校

1.2 工読学校への入学

2. 今後の工読学校

2.1 生徒募集

2.2 擇差教育

3. 児童自立支援施設との比較

おわりに

要旨 日本の児童自立支援施設の指導のあり方を考えるため、中国の工読学校の教育について論じた。児童自立支援施設は「少年に必要な指導・自立支援を行う」¹場所であるが、工読学校は教育を中心とした機関である。工読学校は、教科教育や職業教育等が行われ、他校の生徒にも教育を行い、家庭教育、政治思想教育、法制教育も行っている。

キーワード：工読学校、児童自立支援施設、擇差教育、非行少年

はじめに

本研究では、中国の工読学校を研究することで、日本の児童自立支援施設と工読学校を比較し、非行少年の処遇はどうあるべきかを論じるものである。竹原幸太（2016）は、「社会的養護の方途を描く前提として、戦後の教護院・養護施設の実践要領の形成過程に注目し、両施設に共通する援助原理の析出を目的」²として、教護院における教護思想、「準ずる教育」と「義務教育保障」に

¹厚生労働省雇用均等・児童家庭局課程福祉課『児童自立支援施設運営ハンドブック』平成26年、pp 11-12。

²竹原幸太「教護院・養護施設における実践要領の形成過程と共通する援助原理」日本司法福祉学会『司法福祉学研究』(16), p 51, 2016年。

について議論をした³。そのうえで、現在の児童自立支援施設について、「学校教育が義務付けられた現在では施設内での学校教育の独自性とは何かの検討が必要となる」⁴と書いている。

児童自立支援施設では、「2014（平成26）年4月の段階で、学校教育の実施率は87.7%（大阪府立子どもライフサポートセンターは除く。）」⁵であることをふまえ、どのようにその教育的意義を考え、普通学校と差別化していくのかを議論する必要がある。

中国における工読学校は非行少年を収容する施設であるが、普通学校とは異なり、特殊学校であるため、それほど知られていない。地方政府が設立した学校で、地方の司法局が管轄する場合もあるが、各地方政府によって管轄の仕方も異なる。中国では、工読学校について多くの研究があるが、そのなかには、日本の児童自立支援施設と中国の工読学校を比較する研究もある。工読学校は非行少年を収容する中国独自の学校で、児童自立支援施設は施設のなかで学科指導を行うことから、共通点があると考えられているためである。研究のなかには、児童自立支援施設と工読学校の制度上の比較研究が多い。苏晨钊（2011）などの研究があるが、しかし、児童自立支援施設の記述が十分に書かれていないものが多い。

中国の工読学校に関する研究には、工読学校の状況⁶、矯正教育・道徳教育・職業教育⁷、不良行為の要因⁸、生徒の家庭⁹、青少年支援¹⁰に関するものが中心である。これらの先行研究、新聞（人民日報）、ネット上の工読学校の情報から、工読学校の現状についてまとめ、児童自立支援施設と比較し、それぞれの課題を明らかにしたいと考える。

1. 工読学校

1.1 戦後の工読学校

工読学校は、教育委員会が管轄する特殊学校（Correctional Work-Study School）とされるが、既に述べたように、各地域によっては司法局が管轄するなど管轄部署が異なる。また、「働きつつ学ぶ」という特殊学校ではあるが、あくまで一部の非行少年を収容する学校である。

フフホト市工読学校では、「1982年、市政府、教育、公安財政、物資、計画経済委員会、労働、共表団、市政法委員会、安全局の部門で組織された工読学校管理委員会が成立」¹¹した。このように工読学校の管轄部署は、教育委員会だけではなく、別に工読学校管理委員会もあった¹²。この管

³同上,p 63.

⁴同上。

⁵厚生労働省雇用均等・児童家庭局課程福祉課『児童自立支援施設運営ハンドブック』平成26年,p 127.

⁶陈云肖・林芹・王长富「我国工读教育的现状与改革」『法学杂志』1996年05期,p 31。“青少年权益保护与犯罪预防”课题组・鞠青・关颖「中国工读教育研究报告」『中国青年研究』2007年03期,pp 63-70。向帮华・孙霄兵「中国大陆工读学校现状及对策研究」『中国特殊教育』2009年07期,pp 7-13。

⁷赵延龄『工读教育十年』北京师范大学出版社,1987。夏秀蓉・兰安生『工读教育史』（中华人民共和国教育专题史丛书 / 何东昌总主编）海南出版社,2000 10。鞠青主编『中国工读教育研究报告』中国人民公安大学出版社,2007。任胜洪「我国工读学校职业化办学方向探索」『广东交通职业技术学院学报』2010年01期,pp 106-108。龙叶红「我国未成年人教育矫治法律制度完善思考——以广西未成年人教育矫治为例」广西民族大学,法律,2014,硕士论文。

⁸陈福侠・张福娟「工读学校学生生活事件、不良情绪及其与应对方式的关系」『中国特殊教育』2010年01期,pp 69-72。

⁹郝新光「工读学生的家庭教育面面观」『父母必读』1989年10期,pp 18-19。

¹⁰赵宪生「广东省越轨青少年帮教系统」『青年探索』1992年06期,pp 33-37。

¹¹人民日报1988年8月17日。

¹²贾洛川『未成年违法犯罪人员矫治制度研究』中国人民公安大学出版社,2006,pp 236-237。

理委員会も、フフホト市の共産党が管理に関わっていた。

中国で初めての工読学校は、1955年に、非行少年（浮浪児）を教育する北京市海淀工読学校（北京市温泉工読学校）で、その後、海淀区寄読学校と名称を変えた¹³。

北京市では、工読学校は「学校」で、「専門的な政治機関ではない。子どもは生徒で、犯人ではない。学校の目的は不良行為を行った子どもを支援する為で、革命を引き継ぐ者に養成すること」¹⁴と規定されている。しかし、「革命を引き継ぐ者」というのは、工読学校特有の教育理念ではなく、当時のどの学校教育にも共通した目標であった。工読学校から「人民解放軍で働いたり、共産党への加入」をする生徒もみられる¹⁵など、「革命を引き継ぐ」というのは、生徒にとってごく自然なことであった。

社会主義的な教育は、「前ソビエトの教育家マカレンコの労働教育の理論」が用いられたが、「半日労働、半日学習で、ただ、3科目の授業があり、カリキュラムは全体的なものではなかった」¹⁶というのがマカレンコの教育であった。そこで、「半工半読」を基本とし、中国独自の労働教育を行う非行少年を収容する施設を作った。

ただし、1966—1976年、工読学校は文化大革命のため機能せず、1978年、工読学校は再開した。全国で、工読学校は1966年30校、1982年150校、2012年76校であった（鞠青 2007ほか）¹⁷。ここから1980年代、多くの工読学校が再開・設立されたということが言える。

工読学校では、1976年の文化大革命終結後に、特に社会主義的イデオロギーが強化された教育方針が示された。1970年代後半、80年代は、文化大革命が終結しても、どこの学校でも社会主義的な教育を行う必要があった。

1.2 工読学校への入学

1980年代当時、違法少年に対して、「矯正と教育」「その犯罪性や状況に応じて3つの措置」がとられた（龍葉紅 2014）¹⁸。工読学校は、違法少年が措置された学校であった。他に、少年労働教養所、少年犯管教所に措置された。

少年労働教養所は、「重い違法行為はあるが刑事処分には達していない未成年」に、「1-3年（4年を超えてはいけない）」「教育改造をする」ところであったが、2013年以降廃止された（龍葉紅 2014）¹⁹。「既に労働教養所で収容教養を進められていた未成年は再教育されなくなり、将来、政

¹³ 「“問題少年” 怎样教好」2007年12月6日光明日报, 王斯敏。http://www.gmw.cn/01gmrb/2007-12/06/content_706445.htm
2016年11月20日閲覧。

¹⁴ 人民日报 1979年10月15日。

¹⁵ 同上。

¹⁶ 人民日报 1996年12月16日第10版, 王奕奕。

¹⁷ 鞠青『中国工读教育研究报告』中国人民公安大学出版社, 2007年, p.75『北京教育年鉴(2006)』p.348。「我国工读学校职业化办学方向探索」『广东交通职业技术学院学报』第9卷1期, 2010年, p.106。杨四梅「云南省工读学校学生心理健康水平与人格、家庭环境、父母养育方式关系研究」云南师范大学硕士论文, 2006年, p.2。

¹⁸ 龙叶红「我国未成年人教育矫治法律制度完善思考——以广西未成年人教育矫治为例」广西民族大学, 法律, 2014, 硕士论文, pp.10-11。

¹⁹ 同上, p.11。

府が収容教養を進める必要があった未成年の行き場がなくなった²⁰が、少年労働教養所に措置された少年が、現在どこに措置されているのかは明らかではない。

少年犯管教所は、日本でいう少年院に相当すると考えられる。公安局によって違法少年が強制的に措置される場所であるが、「違法行為を行った者」「行為に問題がある者」「生活上の問題がある者」(陳雲肖等 1996)²¹が措置される。

日本では、児童自立支援施設は家庭裁判所・児童相談所から非行少年が送致・措置されるが、一方で、少年院は家庭裁判所で送致が決定する。中国では、児童相談所など福祉的機関を通して工読学校に措置されるという発想がない。福祉的機関が非行少年に関与しないのは、中国が違法少年に対して福祉的な措置ではなく、公安局による措置を行ってきた経緯があるためである。

表1 2012年の工読学校の学校数、生徒、クラス数、卒業生、入学者数、在校生数、教職員数

	学校	クラス	生徒	卒業生	在校生	教職員
男子	76校	391クラス	4,378人	5,664人	8,976人	2,573人 専任教師 1,764人
女子	—	—	678人	787人	1,400人	958人 専任教師 701人

出典 中国教育年鑑(2012), p102 http://www.moe.edu.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2014/2014_gd/
2016年8月19日閲覧

表2 2014年の工読学校の生徒、クラス数、卒業生、入学者数、在校生数、教職員数

学校	クラス	生徒	卒業生	在校生	教職員
79校	—	3,000人	3,528人	8,494人	2,820人 専任教師 1,900人

出典 教育部2014年教育統計データ http://www.moe.edu.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2014/2014_gd/
2016年8月19日閲覧

中国の工読学校の入学は、1999年「未成年犯罪予防法」で、「少年の保護者(監護人)の同意の下、あるいは原籍校が申請し、かつ教育行政部門の批准を経る」「原籍校が話をし、保護者、本人の同意があれば工読学校に入学する」ことになる。強制的な措置が中心ではなくなったことから、この十数年、極端に入学者が減少した。工読学校の教務科長に聞いたところでは、「強制的な措置もないわけではない²²ということであるが、基本的には、原籍校教師、保護者、生徒の同意の下、

²⁰同上。

²¹陳雲肖,林芹王,長富「我国工讀教育的現狀與改革」『法學雜誌』5期,1996年,p31。

²²2016年9月21日調査。賈洛川『未成年違法犯罪人員矯正制度研究』中国人民公安大学出版社,2006,pp 246-249。向幫華;孫霄兵「中國大陸工讀學校現狀及對策研究」『中國特殊教育』7期,2009年,p11。陳雲肖,林芹王,長富「我國工讀教育的現狀與改革」『法學雜誌』5期,1996年,p31。人民日報1996年12月16日。

入学することとなった。

『中国教育年鑑（2012）』『教育部 2014 年教育統計データ』によると、現在、工読学校は 70 数校で、1980 年代よりは減少している。この現象の背景は、工読学校の入学方法によるものである²³。

2000 年代には工読学校閉鎖の状況があった。しかし最近では、工読学校が再開する例もある。それは、公立工読学校数が少なく、それぞれの省で工読学校の維持が必要だという認識が働いたためであろう。2012 年・2014 年の工読学校の生徒、クラス数、卒業生、入学者数、在校生数、教職員数は、表 1 のようである。在校生は 8,000 人以上いるが、中国の中学生数を考えると、それほど多くない。その反面、私立の擇差教育機関が増えている。

1.3 生徒の種類

2014 年、中国の教育機関経費は 2,943,065,881 元で、工読学校の経費は 392,294 元であった²⁴。工読学校の経費が少ないのは、在學生が少ないことが理由である。各省に 1 か所、省都の都市部にあるのが一般的で、1 校に収容できる生徒数は限定的だからである。

収容する生徒の種類は多様である。工読生には、以下のように、学校で寄宿生活を送る者から、原籍校にいながら工読学校教師の指導を受ける者まで、その実態は様々である。

- ・ 託管生—「原籍校に学籍が残っており、卒業条件に達すれば原籍校から卒業証書を出す」。
- ・ 代管生—「原籍校の普通中学が、代わりに教育管理をする」（胡艳辉 2005）。
- ・ 職業学校・職業高校—工読学校生の進学先。
- ・ 工読予備生—工読学校近くの中学生を矯正。
- ・ 校外輔導生—普通学校の生徒であるが、工読学校の教師も輔導をする生徒。²⁵

これまで工読学校に学籍があることは、その少年に「問題少年」のレッテルが張られることでもあった²⁶。それゆえ、一般の中学において工読学校の指導を受ける方が、本人にとっても社会的にレッテルを張られることなく、同時に、自分に適した教育を受けられる。このことが、多様な生徒がいる理由である。

<http://baike.baidu.com/item/%E5%B7%A5%E8%AF%BB%E5%AD%A6%E6%A0%A1/2077552?fr=aladdin> 2016年11月17日閲覧。
未成年犯罪予防法（1999）第 35 条 「本法の規定により、重い不良行為をする未成年に対し、その父母、あるいはその他監護人と学校が相互に考え、厳しい管理教育の措置をとるか、あるいは工読学校に措置し、矯正を進め教育を受けさせることもできる。工読学校送致は、父母あるいはその他監護人、あるいは原籍校が申請し、教育行政部門の批准を経るべきである」。

²³ 賈洛川『未成年违法犯罪人員矯正制度研究』中国人民公安大学出版社,2006,pp 247-249。

²⁴ 『中国教育經費統計年鑑 2014』p 24。

²⁵ 向帮华；孙霄兵「中国大陆工读学校现状及对策研究」『中国特殊教育』7 期,2009 年,p 11。陈云肖,林芹王,长富「我国工读教育的现状与改革」『法学杂志』5 期,1996 年,p 31。人民日报 1996 年 12 月 16 日第 10 版,王奕奕。胡艳辉『“问题少年”矫治体系论』湖南人民出版社,2005 年,p 183。賈洛川『未成年违法犯罪人員矯正制度研究』中国人民公安大学出版社,2006,p 249。

²⁶ 賈洛川『未成年违法犯罪人員矯正制度研究』中国人民公安大学出版社,2006,p 248。

実際に、「工読学校」という学校名称を用いず、「専門学校」とするところも増えた。1999年、北京市海淀工読学校は北京市海淀寄読学校と²⁷、「工読」から「寄読」に変更することで、「工読」が意味するところを消し去った。1990年代に、北京市の门头沟工読学校も、永定職業学校となった²⁸。

職業学校と名称を変更するのは、単にレッテルの問題だけでなく、2006年義務教育法第20条で、「県以上の地方人民政府は、必要により、未成年犯罪予防法規定の重い不良行為がある適齢少年のために、専門学校を設置し、義務教育を実施する」と、工読学校に対応した学校を「専門学校」と規定しているためである²⁹。

2. 今後の工読学校

2.1 生徒募集

1980年代、上海市は、9校の工読学校を廃止したという³⁰。その後、2000年代になると、既に述べたように、強制的に入学者が学校に来る時代ではなく、徐芝茹が、「工読学校の募集は、まるで入学者を拒絶しない。来る者を拒まない。一年で何度も募集をするので、生徒の入学時期は違い、学習の程度も違う。教育管理が難しく、多くの工読学校の生徒は100人ほどであるが、教育は何層にも分かれ非常に複雑だ」³¹と、募集時期・入学者が多様であることで、その後の教育が難しいことを述べている。それでも工読学校は募集時期を限定することはなかったが、募集はうまくいかなかった。

そこで、刘世恩によると、2004年11月、「中央総合治理弁公室、共産党青年団中央、中央宣伝部、教育部等」によって、「3-5年の間に、大中都市、小都市でも少なくとも1校工読学校を設立する」ことになったという³²。しかしながら、現在、中小都市に工読学校は設立されていない。それは、例えば、「長沙市では、毎年工読学校入学標準となる者は少なくとも2,000人だが、入学するのは每学期150人にも至らない」³³というように、大都市の工読学校であっても、生徒の募集が十分できなかったなど難しい問題があるからである。

ある工読学校では、学内に指導する生徒がいないため、「現在、学校に18人の教師が残り、法制教育・心理健康教育等の組織を成立させ、各小中学に授業に行っている」³⁴という。このように工読学校の教師が、工読学校の教師ならではの専門性を生かし、外部の学校で必要とされる教育を行うことも重要なことであると思われる。そのため、多くの公立工読学校は、その地域の法制

²⁷「“問題少年”怎样教好」2007年12月6日光明日报,王斯敏。http://www.gmw.cn/01gmrb/2007-12/06/content_706445.htm 2016年11月20日閲覧。

²⁸「北京工读学校现状：门头沟工读学校仅剩2名学生」2014年5月26日北京青年报。
http://www.teacher.cn/EduNews/News_Sp/2014-5/26/2014052609012447640.html 2016年11月20日閲覧。

²⁹向帮华・孙霄兵「中国大陆工读学校现状及对策研究」『中国特殊教育』2009年07期,p11参考。

³⁰人民日报1983年4月19日第4版。

³¹徐芝茹「读学校学生文化教育的实践与思考」『陕西教育·理论』2006年8月15日期刊,p139。

³²刘世恩「对我国工读学校立法的思考」『法学杂志』2005年06期,p88。

³³「“问题少年”，怎样教好」2007年12月6日光明日报,王斯敏「我有话说」。

³⁴「工读学校还需要吗？尴尬困局如何破解？」2015年5月23日,央广网。
http://china.cnr.cn/yxw/20150523/t20150523_518621060.shtml 2016年11月20日閲覧。

教育の中心校としての存在意義も示している。しかし、工読学校でありながら、工読学校に生徒がいけないというのも大きな問題である。

2.2 擇差教育

擇差教育は、「差生」（学校に行きたくない、勉強したくない子ども）のための学校で、1996年、「江蘇省の徐向洋教育訓練工作室が最初であった」³⁵と言われる。「特殊訓練学校、拯救（支援）訓練キャンプ」などともいわれるという³⁶。江蘇省が発祥と言われるが、湖南省にも擇差教育を行う学校が多い。

どうして湖南省にこのような学校が多いのかについて、ある擇差教育機関に聞いてみたが、特に答えはなかった³⁷。「湖南省人口 6,800 万人中、ネットばかりしている青少年は 9 万人を超える」³⁸というデータもあるように、民間教育機関に入る可能性のある層は大きいと考えられている。ただし、「民営の『特訓』『心理輔導』は、6 カ月で 2 万元（約 30-35 万円）の学費」「教育環境はよくない」³⁹と、評判は良くない。それは、公立学校の学費が無償であるためで、このような高額な学費で子どもの成長を支えられるのか、その点が課題とされている。

3. 児童自立支援施設との比較

児童自立支援施設は、児童相談所の措置・家庭裁判所の保護処分によって入所する施設であるが、工読学校は少年・少年の監護人・学校の同意の下、入学する。違法少年の場合、同意は必要ない⁴⁰。どちらも少年を保護・教育をする場所であるが、それぞれ特性は異なる。児童自立支援施設は、「児童に必要な指導・自立支援を行うことを目的とした施設」⁴¹であるが、工読学校は教育機関である。

入所年齢は、児童自立支援施設が 18 歳未満（「必要のある場合 20 歳まで」）⁴²、工読学校が 12-17 歳⁴³で、中学生が多く入所・通所・入学している。児童自立支援施設は、「平成 10 年改正児童福祉法から学校教育を導入」⁴⁴し、工読学校は、普通教育・法制教育・矯正教育を行う。児童自立支援施設は施設によって教育方法が異なるが、工読学校は教育機関であることから教育方針ははっきりとしており、教育資源を多く持っているところが多い。ただし、その教育資源は各学校によって異なる。

一般に、児童自立支援施設、工読学校では、児童生徒が高校進学を希望すれば補習的な教育を行う。工読学校のなかには、高校教育を行うことができるところもある⁴⁵。どちらも教育的配慮がなされている。

³⁵ 「“問題少年” ,怎样教好」 2007 年 12 月 6 日光明日报, 王斯敏。

³⁶ 同上。

³⁷ 2016 年 9 月 22 日の調査。

³⁸ 「“问题少年” ,怎样教好」 2007 年 12 月 6 日光明日报, 王斯敏。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局課程福祉課『児童自立支援施設運営ハンドブック』平成 26 年, p 13。

⁴¹ 同上, pp 11-12。

⁴² <http://www.pref.gunma.jp/02/d0110191.html> 2016 年 11 月 16 日閲覧。

⁴³ <http://baike.baidu.com/item/%E5%B7%A5%E8%AF%BB%E5%AD%A6%E6%A0%A1/2077552?fr=aladdin> 2016 年 11 月 16 日閲覧。

⁴⁴ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局課程福祉課『児童自立支援施設運営ハンドブック』平成 26 年, p 217。

⁴⁵ 苏晨刊「国际视野下我国工读学校相关法规比较」『四川教育学院学报』2011 年 08 期, p38。贾洛川『未成年违法犯罪人员矫正制度研究』中国人民公安大学出版社, 2006, p 244。

表3 児童自立支援施設と工読学校

施設・学校の名称	1998年改正児童福祉法施行「救護院」から「児童自立支援施設」(p.21)	工読学校
教育機関の名称	—	「1995年、全国工読教育研究会で国家教育委員会副委員長が、講和のなかで、工読教育の「学校」という言葉について述べたことから、この後、全国の大部分の工読学校の名称は普通学校の名称となった。」(『教育と中国工読教育研究』中国人民公安大学出版社 p.10。現在、工読学校という名称は少なく、〇〇学校、専門学校に。)
法的根拠	児童福祉法施行令第36条「都道府県は(中略)児童自立支援施設を設置しなければならない。」(p.13)	・1981年国務院「工読学校運営試行方案に関して」 ・1999年「未成年犯罪予防法」 (『第四編「云南省工読学校学生心理健康水平与人格、家庭环境、父母养育方式关系研究」云南师范大学硕士学位论文、2006年、p.3より抜粋)
理念	「子どもの健全な発達・成長のための最善の利益の確保など子どもの権利保護を基本として、子どもが抱えている問題性の改善・回復や発達課題の達成・克服など、一人ひとりの子どもにニーズに応じたきめ細かな支援を実施すること。」(p.37)	教育を行い、子どもを支援し、科学で人を育て、人材を養成する。
目的	児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入学させ、又は保護者の下から導き出て、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(pp.11-12)	未成年犯罪予防法(1999)第36条「工読学校は、就学する未成年者に対して厳格な管理教育をすべきである。工読学校は、義務教育法の要求に照らし、普通学校と同じカリキュラムを設置するほか、法制教育を強化すべく、未成年者の悪い行為の防止と心理的補償に對して矯正を行う。家庭・学校は工読学校に就学する未成年者に關心を持ち愛護し、彼らの人格の尊重を尊重し、体罰・虐待・無視をしない。」
入所	児童相談所の「児童福祉施設入所措置」、家庭裁判所の少年審判における「保護処分」(少年法第24条)によって児童相談所を經由して入所。(p.19)	学校・保護者・本人の同意で入学。
措置	家庭裁判所保護処分は、送致を要行(pp.269-269)。	「1999年未成年犯罪予防法以前は学校から公安局・公安局から教育部門で強制的に措置。1999年未成年犯罪予防法以降は、少年の監視人の同意が必要」 (http://baike.baidu.com/item/%E5%B7%A5%E8%AF%B8%E5%AD%A6%E8%A0%A1/2077552?fr=aladd in 2016年11月16日閲覧)
措置変更	児童相談所、他の施設からの措置変更(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjyo-kai-honbun4.html 2016年11月20日閲覧)	なし
入所年齢	18歳未満(「必要のある場合20歳まで」)(http://www.pref.gunma.jp/02/d0110191.html 2016年11月16日閲覧)	12-17歳 (http://baike.baidu.com/item/%E5%B7%A5%E8%AF%B8%E5%AD%A6%E8%A0%A1/2077552?fr=aladd in 2016年11月16日閲覧)
どこに入所するか	原則的には、その都道府県内に所在する児童自立支援施設に收容 (http://shonenbengo.com/information/flow/jido-shisetsu-souchi/index.html 2016年8月17日閲覧)	基本的には、その地区の工読学校に行く。最近はいきなり工読学校に行くことができる。
強制的措置	「主として児童を自由に出入りできないような設備のある特定の場所に入学させ、その行動の自由を制限し、または自由を奪うことが必要とされる場合をいう。」(p.14)	「公安局によって違法少年が強制的に入学する場所であったが、1990年代以降は、保護者、学校、本人が入学を希望しない強制的には入学させられない。国務院の1997年文件では、工読学校に入学せざるも行かない。入学で選り出た未成年者は公権力が保護目的で入学するよう支持したが、現在では人権侵害だと告げられている。ただし工読学校内で、往々にして一部屋に閉じ込め、行動の自由を制限することはある。(『云南工読学校呼喚告別送達』) http://www.sina.com.cn 2012年2月11日 中国青年報 http://zqb.cyol.com/html/2012-02/11/nwD110000zgzb0120211-1-03.htm 2016年11月20日閲覧)
子どもの意向	子どもを権利の主体としてとらえ、その参加を極力保障し、意見表明を尊重する取り組みをする。(p.57)	1999年未成年犯罪予防法「彼らの人格の尊重を尊重し、体罰・虐待・差別をしない」 工読学校に関わる法規の立法化について、劉世恩(2005)は、工読学校に関する「1.青少年違法犯罪予防における工読学校の責任、2.性質、3.募集の強制性・任意性、4.管理体制・経済保障、5.教師の待遇、6.児童・生徒・学生の教育・管理の法規の立法化の必要」について述べている(劉世恩「中国工読学校法的思考」政法学志(2005年06期)88-90) 1978年「全党が青少年違法犯罪問題解決を重視することに関する報告」 1981年国務院「工読学校運営試行方案に関して」 1986年「中華人民共和国義務教育法」 1987年6月国務院(1987)38号文件 1991年「中華人民共和国未成年犯罪預防法」 1992年「中華人民共和国義務教育法實施細則」 1999年教育部「中華人民共和国未成年犯罪預防法」の学習を貫徹、組織することに関する通知 1999年未成年犯罪預防法 2000年「中央社会治安综合治理委員會から一歩青少年違法犯罪を予防する仕事を強化することに関する意見」 (『第四編「云南省工読学校学生心理健康水平与人格、家庭环境、父母养育方式关系研究」云南师范大学硕士学位论文、2006年、p.3より抜粋)
関連する法規	1947年児童福祉法、1951年児童憲章、1994年批准児童の権利に関する条約	1999年未成年犯罪預防法 1981年国務院「工読学校運営試行方案に関して」 1986年「中華人民共和国義務教育法」 1987年6月国務院(1987)38号文件 1991年「中華人民共和国未成年犯罪預防法」 1992年「中華人民共和国義務教育法實施細則」 1999年教育部「中華人民共和国未成年犯罪預防法」の学習を貫徹、組織することに関する通知 1999年未成年犯罪預防法 2000年「中央社会治安综合治理委員會から一歩青少年違法犯罪を予防する仕事を強化することに関する意見」 (『第四編「云南省工読学校学生心理健康水平与人格、家庭环境、父母养育方式关系研究」云南师范大学硕士学位论文、2006年、p.3より抜粋)
費用	不用	教育費、住居費、食費等が必要なところもある。
知識方法	個別のアセスメントに基づいた自立支援計画を策定。(p.3, pp.119-129)	規律的・社会的な方法について話し合っているものがない。
高校進学	特別育成費を交付。(平成元年4月【一部改正】平成24年3月厚生省児童家庭局長「児童自立支援施設入所児童の高等学校進学取扱いについて」)	9年義務教育後の発達指導等のある未成年者、あるいは、高校教育を受ける能力がある工読学校の未成年者に高校進学を、合格すれば卒業証書を与えることができる。学費は免除されるべき。(『展覧会「開国150周年下野川工読学校相関資料」四川教育學院院報(2011年08期) e38)
日課	「特種のある生活」(pp.131-132)	6時-6時半起床・早朝訓練、6時半から7時朝洗顔を履く、7時半から8時朝食、9時起床、新入生は14日開学訓練、学校規則制的教育、法政教育、労働教育に参加する。良いことをしたら褒賞を、悪いことをしたらペナルティを科せられる。毎日「開国150周年下野川工読学校教育管理」(『教科書』(2014年11期) pp.199-200)。「週末家に帰る。一般的に2-3年」。 (http://baike.baidu.com/item/%E5%B7%A5%E8%AF%B8%E5%AD%A6%E8%A0%A1/2077552?fr=aladd in 2016年11月17日閲覧)
学校教育導入	平成10年改正児童福祉法施行から(平成9年前でも10か所の教護院で)(p.217)	・1986年「中華人民共和国義務教育法」(「工読学校は九年義務教育を実施する不可欠な形式である。」) ・1992年「中華人民共和国未成年犯罪預防法」(「工読学校は、義務教育を実施する学校と定める。」) (『公文「工読学校招生問題透視」《山東省青年管理干部學院院報》2004年06期 p.33 胡世輝「『問題少年』層治体系』湖南人民出版社 2005年 p.173「工読学校生進学校の校外教育、工読卒業生の進路指導、社会における各養成(『教育と中国工読教育研究』中国人民公安大学出版社 2007年 p.33) 「工読学校生への担任で困難に直面、生徒は夜寝、睡眠、一切の教育は一貫して2014年6月28日北京青年報「北京工読学校現状」『門外漢工読学校「教員」学生「工読学校に必要か?」協同局如何突破?』(2015年5月23日 央广网)。 http://china.cnr.cn/yw/20150523/t20150523_1518621060.shtml 2016年11月20日閲覧)
懲戒	平成12年児童虐待の防止等に関する法律、平成16年児童福祉施設最低基準改正(p.67)	未成年犯罪預防法第36条で、「家庭・学校は工読学校で学ぶ未成年者に關心を持ち愛護し、彼らの人格の尊重を尊重し、体罰・虐待・差別をしない。工読学校卒業の未成年者が進学・就業する場合、普通学校卒業生と同等の権利を享受することである。如何なる職場と個人も差別してはいけない。」 (http://baike.baidu.com/item/%E5%B7%A5%E8%AF%B8%E5%AD%A6%E8%A0%A1/2077552?fr=aladd in 2016年11月16日閲覧)
教育権	平成9年児童福祉法改正入所中の児童を就学させる義務規定(p.68)	1981年国務院「工読学校運営試行方案に関して」 1986年「中華人民共和国義務教育法」 1987年6月国務院(1987)38号文件 1991年「中華人民共和国未成年犯罪預防法」 1992年「中華人民共和国義務教育法實施細則」 (『第四編「云南省工読学校学生心理健康水平与人格、家庭环境、父母养育方式关系研究」云南师范大学硕士学位论文、2006年、p.3より抜粋)
施設	開放性、「小舎を補綴や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設。職員が交代で勤務することが多い。厚生労働省「社会的養護の施設等について」 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki/voyage/01.html 2016年8月27日閲覧)	工読学校ごとに教育理念や特色が異なっている。
支援課程	アドミッションケア、インケア、リーディングケア(pp.96-102)	「託養生、職業教育、工読教育、家庭教育の体系的なサービス」胡世輝「『問題少年』層治体系』湖南人民出版社 2005年 p.173「工読学校生進学校の校外教育、工読卒業生の進路指導、社会における各養成(『教育と中国工読教育研究』中国人民公安大学出版社 2007年 p.33) 「工読学校生への担任で困難に直面、生徒は夜寝、睡眠、一切の教育は一貫して2014年6月28日北京青年報「北京工読学校現状」『門外漢工読学校「教員」学生「工読学校に必要か?」協同局如何突破?』(2015年5月23日 央广网)。 http://china.cnr.cn/yw/20150523/t20150523_1518621060.shtml 2016年11月20日閲覧)
職員の配置	児童福祉法第80条児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう)、委託施設及び精神科の診療に相当する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を相当しなければならぬ。第85条「児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と総務を共にさせなければならない。)	工読学校の教師は、法律教育、心理学が専門。工読学校が近隣の法制教育基地となり、工読学校教師が近隣の学校に授業に出かける。(2014年5月26日北京青年報「北京工読学校現状」『門外漢工読学校「教員」学生」) 託養生
職員の専門性	児童福祉法第81条児童自立支援施設の長の資格等、第82条児童自立支援専門員の資格、第83条児童生活支援員の資格	
施設外の生徒	なし	

中国の工読学校—児童自立支援施設との比較（山田美香）

入所率	1996(平成8)年12月中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告「少年社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「入所率(入所児童数/定員数)の全国平均値が4割程度と著しく低い状況にある。その原因としては、入所が敬遠されるような施設になっていることや教護院の処遇内容が併付のニーズに必ずしも対応していないために、児童相談所が教護院への入所措置を躊躇したり、児童の入所について親の同意を得にくいことなどが指摘されている。」(p.29)	「1980年代は学校が1本電話をかけてくれば、派出所と数人で学生を引っ張ってきた」「工読学校の中学生が行く職業高校がなくなったら」「1990年代は三百何人もいた生徒も、今は人しか残っていない。」(2014年5月26日北京青年報「北京工読学校現状」)「门头沟工読学校」(只剩2名學生)。「浙江实施未成年人保护条例“特殊孩子”特殊照顾」http://www.sina.com.cn 2010年5月29日閲覧 中国新闻网 http://news.163.com/10/0529/11/67RLAK8F000146BD.html 2016年11月20日閲覧)
民営	都道府県に設置義務があるが国立・民間もある。(http://shonen-bengo.com/information/flow/jido-shisei/sugochu/index.html 2016年8月17日閲覧)	地域によっては公立ではない工読学校がある。
事情	2000年社会福祉法への改正、福祉利用者の権利確保の仕組み(p.58)	地方政府に事情を言うことができる。
連携	国、地方自治体、地域、児童相談所、里親・ファミリーホーム、その他関連機関(pp.266-280)	工読学校は、当初から地方政府各機関、地域で連携。
第三者評価	平成24年度より3年に1度以上(p.70)	具体的に第三者評価について記したものが無い。

出典 児童自立支援施設に関する説明は、すべて厚生労働省雇用均等・児童家庭局課程福祉課『児童自立支援施設運営ハンドブック』平成26年から引用（頁番号は引用頁）。賈洛川『未成年违法犯罪人员矫正制度研究』中国人民公安大学出版社,2006,pp.231-252。杨四梅「云南省工读学校学生心理健康水平与人格、家庭环境、父母养育方式关系研究」云南师范大学硕士论文, 2006年,p.3。陈云肖,林芹王,长富「我国工读教育的现状与改革」『法学杂志』5期、1996年、p.31。http://baike.baidu.com/view/115098.htm 2016年8月10日。

しかし、中国の未成年犯罪予防法第36条では「工読学校卒業の未成年が進学・就業する場合、普通学校卒業生と同等の権利を享受することができる」と法律で明記されているが、工読学校から進学・就業する場合、差別的な扱いを受けることが多い。

工読学校教育における特徴は、軍事訓練を行うことである⁴⁶。また、厳しい成績評価の下で生徒が管理されている⁴⁷。中国の学校では軍事訓練を行うが、軍事訓練を中心に教育を行っているのは工読学校以外にほとんどない。

工読学校は、学校内部で生徒に教育をすると同時に、他校の生徒にも教育を行い、さらには家庭教育、法制教育も指導している⁴⁸。工読学校ゆえに法制教育は重視され、その地域で法制教育の中心的な学校として他校で指導をするなど、地域社会に受け入れられている。

小木曾宏(2010)は、児童自立支援施設について、「効果的な運営モデル・実践プログラムなど児童自立支援施設事業全般に関する研究・開発という一定のスタンダード・ミニマムを、提示しなければならないと考える。そして、この課題は、これから、都道府県における児童自立支援施設が、地方福祉行政に働きかけ、改めて、児童福祉実施体制や社会的養護システム全体の見直しという視点から議論していく必要もあろう」⁴⁹と書いている。

児童自立支援施設には、「児童福祉法第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割」⁵⁰があるが、今後は、施設の多様な有効利用、施設外の児童を指導することを考えてもいいかもしれない。

おわりに

⁴⁶唐娇华「规训视角下的工读学校教育管理」『科教文汇』2014年11期,pp.199-200。

⁴⁷同上。

⁴⁸鞠青『中国工读教育研究报告』中国人民公安大学出版社,2007年,p.33。

⁴⁹小木曾宏「児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題」『季刊・社会保障研究』Vol.45 No.4,2010年,p.405。

⁵⁰全国児童自立支援施設協議会一般サイト <http://zenjikyoo.org/aboutus/leagualground/> 2016年11月16日。

鞠青(2007)は、「学校では、生徒個人の必要に応じられていない」「地域の介入支援」⁵¹が必要だと論じている。中国においては、既存の学校では生徒指導が十分にできていない、それを支える地域の教育力もないため、教育力がない家庭では子どもに指導ができない状況にある。

今回、工読学校と児童自立支援施設を比較することで、以下のことが明らかになった。

工読学校、児童自立支援施設共に、規則正しい生活を通して学ぶという生活目標があり、児童自立支援施設では寄宿生活を行うが、工読学校では寄宿生活を行う者以外に工読学校の教育を受けている者が見られた。特に、工読学校では、職業指導を中心とした「労働と学習」を一体化させた教育をしてきた。多くの中学生を受け入れる工読学校では、学科指導と職業指導を行っている。一般に、中学生は普通教育を受けるが、職業指導を充実させることで、中学では勉強が嫌いであった生徒も職業指導には興味を持つ場合がある。工読学校では職業指導から将来につなげる教育を行っている。

児童自立支援施設は福祉施設であり、中国とは管轄機関が異なるものの、児童自立支援施設で、工読学校のように多様な児童生徒と一緒に職業指導した方が、将来的に、施設活用の可能性が大きくなると思われる。平成27年10月1日現在、児童自立支援施設は施設数58、定員3,822人で、在所者数が1,381人、在所率36.1%⁵²であることから、施設の活用が考えられてもいいのかもしれない。

参考文献

- ・ 人民法院·北京海淀区人民法院少年法庭编『少年·和谐社会的希望-少年司法回顾与展望』人民法院出版社,2006
- ・ 李亚学主编『少年教养制度比较研究』群众出版社,2004
- ・ 贾洛川『未成年违法犯罪人员矫正制度研究』中国人民公安大学出版社,2006
- ・ 龙叶红「我国未成年人教育矫治法律制度完善思考——以广西未成年人教育矫治为例」广西民族大学,法律,2014,硕士论文
- ・ 付款「陕西省工读学校学生心理健康水平与生活事件、应付方式、父母教养方式的关系研究」陕西师范大学,基础心理学,2005,硕士论文
- ・ 战奕静「虞犯少年的保安处分制度研究」昆明理工大学,环境与资源保护法学,2013,硕士论文
- ・ 王珏「我国少年刑事政策的内容及变迁」中国政法大学,刑法学,2008,硕士论文
- ・ 王晨「当前工读学生违法犯罪成因的调查研究」辽宁师范大学,教育管理,2002,硕士论文
- ・ 尹贝「团体心理辅导介入工读学校学生亲社会行为培育的实证研究」四川农业大学,思想政治教育,2012,硕士论文
- ・ 杨四海「云南省工读学校学生心理健康水平与人格、家庭环境、父母养育方式关系研究」云南师范大学,

⁵¹鞠青『中国工读教育研究报告』中国人民公安大学出版社,2007年,pp102-103。

⁵²厚生労働省,平成27年社会福祉施設等調査の概況「第2表施設の種別別在所率(詳細票)」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22c.html> 2016年11月16日

教育管理,2006,硕士论文

- ・朱笋「工读学校学生自我同一性培养研究 ——以北京市海淀区工读学校学生成长小组为例」首都师范大学,

课程与教学论,2008,硕士论文

- ・唐娇华「规训视角下的工读学校教育管理」『科教文汇(上旬刊)』,2014年11期,pp.199-200
- ・刘新学·张福娟「工读学校学生“刷新”实验研究」『心理科学』,2008年05期,pp.1262-1266
- ・刘世恩「对我国工读学校立法的思考」『法学杂志』,2005年06期,pp.88-90
- ・王临平「生活指导:工读学校矫正教育的基础」『广西青年干部学院学报』2001年01期,pp.26-28
- ・徐应隆·刘瑞峰「工读学生转化问题初探」中国心理学会『全国第五届心理学学术会议文摘选集』

1984年,pp.755-763

- ・马海林「工读女学生人格特点研究」『中国心理卫生杂志』2005年02期 ,p.119
- ・徐芝茹「工读学校学生文化教育的实践与思考」『陕西教育·理论』2006年08期,p.139,p.167
- ・陈员笛「探索工读学校德育基本模式」『中国职业技术教育』2002年12期,pp.25-26
- ・赵文「工读学校招生难问题透析」『山东省青年管理干部学院学报』2004年06期 ,pp.33-35

本研究ノートは、日本司法福祉学会第17回全国大会こうべ大会（2016年8月28日）における自由研究発表資料を文章化したものである。名古屋市立大学大学院人間文化研究科博士後期課程学生手嶋大侑さんに、本研究ノートの校正をお願いした。

